

神奈川県文化プログラム



令和 8 年度

神奈川県マグカル展開促進補助金

募集要項・申請の手引き

後期募集

マグカル展開促進補助金とは

文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す取組「マグネット・カルチャー（マグカル）」の展開促進のため、文化芸術の新たな事業に要する経費に対して補助する事業です。

申請期間	令和8年6月5日（金）～令和8年7月8日（水）
募集対象となる事業の期間	令和8年11月1日～令和9年3月31日に事業を開始（本番初日を迎える等）、令和9年3月31日までに完了する事業
申請方法	神奈川県の電子申請システムから申請 （ただし、重点事業(3)「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業」は郵送又は持参も可）



神奈川県

KANAGAWA

問合せ先：神奈川県文化スポーツ観光局文化課文化創造グループ
電話：045-285-0220(直通)

目次

I マグカル展開促進補助金の概要（2～4ページ）

II 募集要項（5～19ページ）

- 1 補助対象事業の事業期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ
- 2 補助の対象となる者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ
- 3 補助の対象となる事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ページ
- 4 補助の対象となる経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ
- 5 補助の対象とならない経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ページ
- 6 補助金の額の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11ページ
- 7 利益等排除の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13ページ
- 8 補助金申請の期間と方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14ページ
- 9 補助の決定と補助金の支払・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14ページ
- 10 補助を受ける場合の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15ページ
- 11 補助手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17ページ
- 12 支出証拠書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18ページ

III よくある質問と回答（20～25ページ）

- 1 補助の対象となる者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20ページ
- 2 補助の対象となる事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21ページ
- 3 補助の対象となる経費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23ページ
- 4 補助金の申請と補助の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24ページ
- 5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25ページ

IV 申請の手引き（26～28ページ）

- 1 申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26ページ
- 2 申請の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26ページ
- 3 県から修正の指示があった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28ページ



神奈川県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す「マグネット・カルチャー（マグカル）」の取組を推進しています。

I マグカル展開促進補助金の概要

1 どのような補助金なのか（補助金の趣旨）

文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す取組「マグネット・カルチャー（マグカル）」の展開促進のため、文化芸術の新たな事業に要する経費に対して補助します。

2 どのような事業が補助対象なのか（補助対象事業の要件）

次の全ての要件を満たすことが必要です。

(1) 民間団体が県内で実施する事業であること

任意団体を含みますが、個人の申請は対象になりません。

(2) 文化芸術の新たな事業であること

ア「文化芸術」とは

- ・芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他）
- ・メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
※地域のにぎわいをつくり出す取組に1回限りではなく継続的に使用する場合にのみ対象となります。
- ・伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- ・芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他）
※民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）を含みます。
- ・生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他）
- ・国民娯楽（囲碁、将棋その他）

イ「新たな事業」とは

申請者が過去に実施していない事業又は申請者が過去に実施した事業に新たな取組を加える事業

(3) 不特定多数の者に公開する事業であること

広く不特定多数の方（概ね延べ100人以上）を対象とし、実際の参加が見込まれるもの。

⇒ 会員など特定の方に限定した事業や、明確な限定はなくとも実質的に参加者が特定の方に限定される事業は対象になりません。

(4) 令和9年3月31日までに完了すること。

(5) 政治的又は宗教的目的を有しないこと。

要件の詳細については、募集要項（P5～）をご参照ください。

3 補助額と補助率

事業区分		補助率	補助額の 上限額
通常事業（重点事業以外の文化芸術事業）		1/3	100 万円
重点事業	(1) 共生社会の理念普及につながる事業（高齢者・障がい者・多文化共生等）	1/2	300 万円
	(2) 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業	1/3	1,000 万円
	(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業	2/3	300 万円
	(4) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業	1/3	300 万円

※ 重点事業は県が特に促進するもので、補助率や補助額の上限額について通常事業より優遇するものです。

※ (1)～(4)の重点事業については、マグカル展開促進補助金の交付要件に加え、各区分の要件を満たす必要があります。要件の詳細はP12をご参照ください。

4 補助対象事業の決定方法

文化芸術分野の外部専門家を含めた審査会による審査の上、県の予算の範囲内において交付対象とする事業と補助額を決定します。

評価項目や配点等の詳細はP14をご参照ください。

【参考】令和8年度マグカル展開促進補助金の変更点

制度に関すること

- 伝統芸能及び民俗芸能にかかる重点事業について、「重点事業(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業」に一本化し、「事業（当該年度の公開事業）の実施に必要なかつ演技に不可欠な備品（小道具や衣装）の修繕（修繕が不可能な場合に限り取得）」について全体の補助額の3分の1を上限として補助することとしました。（詳細はP13をご参照ください）
- 補助対象経費の範囲を明確化し、「補助事業に要する文化芸術の直接的経費」としました。（詳細はP9を御参照ください。）

手続きに関すること

- 募集を前期募集と後期募集の2回に分けて行うこととしました。後期募集は事業実施日の始期（本番初日を迎える等）が11月1日（日）以降の事業を対象とします。
- 概算払（事業完了前の交付）について、交付決定額が100万円を超える事業のみに限ることとしました。

【参考】神奈川県文化芸術活動に対する補助金

※令和8年度の文化芸術活動団体事業補助金の募集は終了しています。

神奈川県文化芸術活動に対する補助金は、「文化芸術活動団体事業補助金」と「マグカル展開促進補助金」があります。

「文化芸術活動団体事業補助金」は、県内で活動する非営利の文化芸術活動団体の事業を補助対象としていますが、収益が見込まれる事業は補助対象とならず補助額の上限額は最大100万円です。

「マグカル展開促進補助金」は、民間団体が県内で実施する新たな事業（補助金の申請を行う団体が過去に実施していない事業又は過去に実施した事業に新たな取組を加える事業）を補助対象としており、事業の区分によって補助額の上限額が異なります。

2つの補助金の違いについては、次のURLをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/hojyokin/bosyuu.html>

同一の事業を両方の補助金に申請することはできません。

補助金比較表

補助金名	①文化芸術活動団体事業補助金	②マグカル展開促進補助金																			
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に住所又は活動の本拠 ・県内で継続的に文化芸術の振興に寄与 ・営利団体、自治体主導公益法人は不可 	民間団体(県外団体、営利団体も可) ※比較的広め																			
対象事業	県内で実施する文化芸術の事業(継続)	県内で実施する文化芸術の新たな事業(※)																			
補助額、補助率、優遇等	補助額は対象経費の1/3以内 ※比較的小規模 高齢者・障がい者・伝統芸能・青少年優先枠を設ける	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の区分</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常事業(重点事業以外)</td> <td>1/3</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">重点事業</td> <td>共生社会</td> <td>1/2</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>地域活性化</td> <td>1/3</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>伝統芸能</td> <td>2/3</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>若年者</td> <td>1/3</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> ※小規模～大規模まで	事業の区分	補助率	補助上限額	通常事業(重点事業以外)	1/3	100万円	重点事業	共生社会	1/2	300万円	地域活性化	1/3	1,000万円	伝統芸能	2/3	300万円	若年者	1/3	300万円
事業の区分	補助率	補助上限額																			
通常事業(重点事業以外)	1/3	100万円																			
重点事業	共生社会	1/2	300万円																		
	地域活性化	1/3	1,000万円																		
	伝統芸能	2/3	300万円																		
	若年者	1/3	300万円																		

(※) 新たな事業の詳細については、P7を御覧ください。

II 募集要項

1 補助対象事業の事業期間 **後期募集**

募集の対象となる事業の事業期間と事業実施日は次のとおりです。

事業期間（補助事業に着手してから完了するまでの期間）

：令和8年9月1日から令和9年3月31日までの間

（※）やむを得ない理由があれば令和8年4月1日からとすることが可能です。

事業実施日（公演や展示等を実施する日）

：令和8年11月1日から令和9年3月31日までに開始（本番初日を迎える等）、令和9年3月31日までに終了

2 補助の対象となる者

次の全ての要件を満たす民間団体を対象とします。個人での申請はできません。

《民間団体の範囲》

株式会社、合同会社、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、NPO法人など法人のほか、法人格を持たない任意団体を含みます。

国又は地方公共団体を対象としない趣旨から、実質的に県や市町村の事業を行う団体と同視できるものは対象としません。

例1 市町村が関与する実行委員会

市町村が単に構成員の一人である又は負担金等を支出するだけの団体は対象となりますが、事務局機能を担うなど運営が実質的に市町村の管理下に置かれる団体は対象となりません。

例外 「地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業」に限り、市町村が事務局機能を担っている実行委員会等の団体についても補助の対象になります。

ただし、以下の場合には、その団体は補助の対象とはなりません。

- (1) 市町村が申請者の場合
 - (2) 実施する事業の財源の概ね2分の1以上が、市町村からの支出である場合
 - (3) 組織の運営状況が「地域（民間）が主体的」であると認められない場合
- 例) 多数決において、一定数以上が市町村職員である場合 等

例2 市町村が設置する公の施設の指定管理者

申請の主体としては対象になります。ただし、事業について、当該施設における自主事業は対象となりますが、指定管理業務は対象となりません。

【要件】

(1) 団体又は団体の主要な構成員が補助事業と同一の分野における公演等の実績を有すること。

交付申請書に実績の内容を記載してください。補助金を交付した場合に事業を遂行する能力を有するかを判断するために、確認するものです。

(2) 団体の定款、規約又は会則を有すること。

交付申請書に添付してください。任意団体の場合は、次の要件を満たしていることがわかるものでなければなりません。

- ・団体としての組織を備えていること。
 - ・組織において多数決の原則が行われていること。
 - ・構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること。
 - ・代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確立していること。
- (3) 団体の意思を決定し、執行する体制を確立していること。
- (4) 団体自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
- (5) 県税その他の県に対する金銭債務の支払に滞納がないこと（ただし、災害等で地方税法第 15 条の規定により徴収猶予を受けている場合を除く。）。
- (6) 暴力団でないこと。
- (7) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと。
- (8) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当しないこと。

(3)から(8)については、交付申請書で誓約していただきます。(6)から(8)については、事実を確認するために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供します。申請の際には、交付申請書の役員等氏名一覧表に記載する方本人の同意を得てください。

補助金の交付決定後であっても要件を満たしていないと県が判断した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

3 補助の対象となる事業

次の要件を全て満たす事業を対象とします。

【要件】

(1) 県内で実施し、不特定多数の者に公開する文化芸術の新たな事業であること。

○ 「県内」とは、

事業を公開する会場、すなわち、公演を行うホール等が神奈川県内に所在することを言います。他都道府県で併せて実施することも可能ですが、補助の対象は県内での実施分のみになります。

神奈川県内で行うアーティスト・イン・レジデンス（国内外のアーティスト等が、県内の地域に一定期間滞在し、美術をはじめとする文化芸術を発信するもの）の事業も対象となります。

○ 「実施」とは、

補助金の申請を行う団体が公演等の開催に資金面で責任を持って自ら事業を遂行することを言い、原則として他の団体が実施する公演に出演するだけの活動や、会場を貸すだけのような活動は、自ら事業を遂行するものと扱いません。

〔重点事業(3)「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業」の場合は、別団体主催のイベントに出演（プログラム参加）する事業も対象とします。〕

○ 「不特定多数の者に公開」とは、

広く県民を入場又は参加の対象に設定し、実際に広く（概ね延べ 100 人以上）入場又は参加が見込まれることを言います。したがって、次のような事業は対象になりません。

- ・特定の会員等だけを対象とするコンクール、鑑賞事業等
- ・学校、職能団体及び教室等が行う発表会、展示会等（大学院レベルの研究発表で、広く県民を対象とするものを除く。）
- ・出版に限られる活動

・写真や画像・映像をインターネット上で公開するのみの事業

なお、入場料が有料か無料かは問いません。また、いわゆるワークインプログレス（WIP）公演のように、作品の創作過程を一般に公開する事業も対象とします。

○ 「文化芸術」とは、次のものを言います。

- ・芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他）
- ・メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
※地域のにぎわいをつくり出す取組に1回限りではなく継続的に使用する場合にのみ対象となります。
- ・伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- ・芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他）
※民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）を含みます。
- ・生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他）
- ・国民娯楽（囲碁、将棋その他）

○ 「新たな事業」とは、

補助金の申請を行う団体が過去に実施していない事業か、過去に実施した事業に新たな取組（申請事業の文化芸術に係る内容に限る。ただし、「重点事業(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業」の場合は、文化芸術以外の内容でも可とする。）を加える事業を言います。

<例>

- 申請団体にとって初めての公演、演奏会等
- 新たな作品の制作・公開をする事業（以前から活動している劇団が新作公演を行う場合など）
- 公開実績のある作品の見せ方を新たに工夫する事業（演目は過去に上演したものだが、演出に最新技術を取り入れる場合など）

なお、本補助金を複数年にわたって申請する場合、複数年（交付申請書に翌年度以降の取組内容として記載する3年間が上限）を通して一つの目的を有する事業であれば、2年目及び3年目は毎年新たな取組を加える必要はありません（2年目及び3年目の審査においては、それまでの成果や目標達成状況の検証を行います。）。

【参考】「新たな事業」とは（過去の具体例）

○ 新たな事業として認定された例

- 1 演劇
 - ・申請事業のために新たにオリジナル脚本を制作、初めての海外原作作品への挑戦
 - ・過去のオリジナル作品を新たに現在の社会情勢を踏まえてリメイク
- 2 イベント
 - ・今まで実施していなかった新たなイベントの開催
 - ・従来から実施しているイベントで、新作の演目など新しい内容の企画を実施
- 3 伝統芸能
 - ・新たな参加者を募るため、新たに動画サイトに広報用の動画を掲載
 - ・新たに他の地域で実施されるイベントに出演

○ 新たな事業として認定されなかった例

- ・団体の定例的な発表会であり、内容も新規性に乏しいもの
- ・申込みフォームの一新など、文化芸術に係る内容ではない取組を加えるもの（重点事業(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業を除く。）

(2) 令和9年3月31日までに完了すること。

事業期間（補助事業に着手してから完了するまでの期間）は令和8年9月1日から令和9年3月31日までの間で設定することが原則ですが、やむを得ない理由がある場合には、その理由を交付申請書に記載して申し出れば、令和8年4月1日から設定することができます。

事業実施日（公演や展示等を実施する日）は令和8年11月1日から令和9年3月31日に開始、令和9年3月31日までに完了する事業を対象とします。

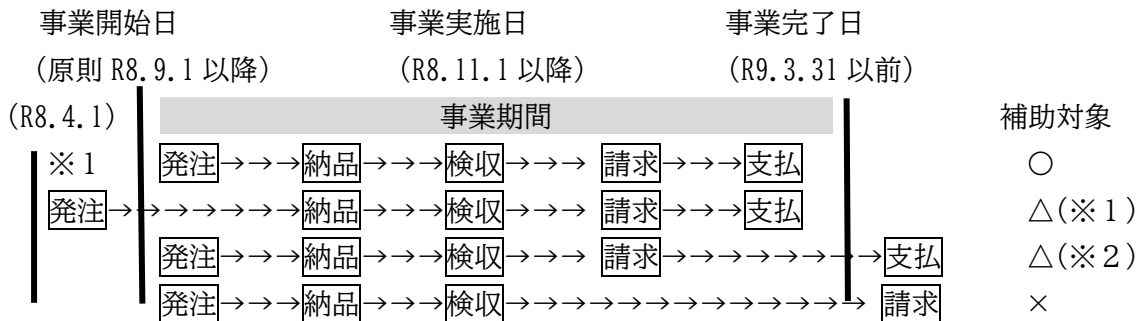
（※）事業期間を4月1日から設定しても、事業実施日は11月1日以降となります。

【事業期間と経費の考え方】

事業期間内に発注から支払までを行ったものが補助対象経費となります。

配信に係る経費を補助対象としたい場合は、事業期間内に配信を開始する必要があります。

事業完了日は事業実施日の終了の1か月後となります。延長を希望する場合は、事業期間変更の届出が必要となります。



※1 やむを得ない理由があり、交付申請書で申し出れば、令和8年4月1日以降の発注分を補助対象とすることが可能です。

※2 支払が終わってなくても、請求書等で事業期間内に債務が確定したことの証明ができる場合は、認められる場合があります。

(3) 政治的又は宗教的目的を有しないこと。



補助の対象になる事業かなど、個別に相談を受け付けています。
お気軽に御連絡ください。

神奈川県文化スポーツ観光局文化課文化創造グループ
電話 (045) 285-0220 (直通)

4 補助の対象となる経費

補助事業に要する文化芸術の直接的な経費のうち、次の「5 補助の対象とならない経費」に示す経費を除く経費が補助の対象になります。補助の対象となる経費・ならない経費を例示すると、以下のとおりです。

○ 文化芸術の直接的経費（補助の対象となる経費）の例

項目	内訳
会場費	会場使用料等
設営費	会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費等
舞台費	大道具費、小道具費、衣裳費、照明費、道具運搬費、演出用映像制作費等
出演費	俳優出演料、指揮料、演奏料、ソリスト料等
音楽費	作曲料、楽器借料、調律料、楽譜製作料等
文芸費	著作権使用料、演出料、舞台監督料、台本料、翻訳費、映像撮影・編集費等
製作費	材料費、製作料等
謝金	審査委員謝金、原稿執筆料、会場整理員賃金等
広報費	案内状発送費、チラシ等デザイン料、広報用動画制作費、広告料、立看板費等
印刷費	チラシ等印刷費、プログラム印刷費（無料配付する場合）、入場券印刷費等
旅費	交通費、宿泊費等
記録費	録画費、録音費等
手数料	チケット販売手数料、配信手数料

※ 労働者に対して支払う賃金は最低賃金をお守りください。

○ 団体の運営費や間接的経費（補助の対象とならない経費）の例

項目	内訳
通信費	ビデオ会議ツールの契約料、お礼状の発送費等
広報費	団体のパンフレットデザイン料、事後広報の費用等
印刷費	団体のパンフレット印刷費等
記録費	報告書の作成費等
消耗品費	文房具、ティッシュ、清掃用具、消毒等
手数料	振込手数料、代引き手数料等

令和8年度の変更点

令和7年度までは文房具やティッシュなどの消耗品費について、申請事業のみに使用した場合は補助対象としていましたが、これらの費用は団体の運営費や間接的経費にも該当するため、令和8年度は申請事業に使用した場合でも補助対象外とします。

5 補助の対象とならない経費

次のものは、文化芸術の直接的経費であっても補助の対象となりませんので、補助対象外経費に計上してください。（業務委託先の支出であっても補助対象外です。）

ア 役務等への対価としての必要性が認められないもの

- 交通費は、公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な経路に係るもののみ対象となります。
- 宿泊費は、事業開始に間に合わせるための前泊、事業後帰宅することが困難な際の後泊等、理由が妥当であると認められる場合のみ対象とし、社会通念上、著しく高額と認められる場合は対象となりません。計上に当たっては、必要性の説明を記載してください。
- 補助金の申請に係る費用（コピー代等）は対象になりません。

イ 団体運営の経常的経費

- 団体が恒常的に雇用する職員の人件費や申請事業以外でも使用する物品の購入費も対象外です。
- ただし、「重点事業(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業」の実施に必要かつ演技に不可欠な備品（小道具や衣装）の修繕（修繕が不可能な場合に限り取得）は、申請事業終了後にも使用する備品であっても、その費用を全体の補助額の3分の1を上限として補助します。

ウ 申請団体が他者に交付する補助金及び交付金

エ コンテストの賞金及び副賞の購入費

オ 市場価格と比較して著しく高いと認められるもの

カ 有償で頒布するプログラム又は図録等の作成経費

キ 自ら設置又は管理する施設において活動を行う場合の会場使用料等

- これらの施設の会場を利用する場合は、会場使用料のほか、付帯設備利用料や備品の利用料も対象になりません。

ク 食糧費

ケ 単価 10 万円以上の備品の購入費（例外あり）

コ 10 万円以上の修繕費（例外あり）

《ケ（及びコ）の例外①》

既存の備品の老朽化又は破損のため当該備品を新調（修繕）しようとするもので、新調（修繕）以外により経済的に対応できる方法がなく、新調（修繕）しなければ補助事業の遂行が困難であると認められる場合は、10万円以上であっても、新調（修繕）が可能です。

例：借用による対応ができないなど。※借用で安価に対応できる場合は、借用してください。

これらに該当し、係る経費を補助の対象としたい場合は、交付申請書に具体的な事情を明記してください。

なお、10万円未満の物品については、このような制限はありませんが、「イ 団体運営の経常的経費」に該当するものは認められませんので、御注意ください。

《ケ（及びコ）の例外②》 **新規**

「重点事業(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業」の実施に必要かつ演技に不可欠な備品（小道具や衣装）の修繕（修繕が不可能な場合に限り取得）については、その費用を全体の補助額の3分の1を上限として補助します。

サ 公課費（消費税及び地方消費税相当額、印紙代、道路使用許可申請の手数料等）

- 収支予算の補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を除いて記載してください。

注意 切手代は使用時に課税対象となりますので、郵便代、切手代等の通信費は原則として課税項目として記載してください。

- イベント実施のための道路使用許可申請に係る手数料など、行政機関への許可申請等に必要経費は対象になりません。

シ 1件あたり1,000円(税抜)または1,100円(税込)未満の取引

注意 令和8年度から新たに補助対象外となりました

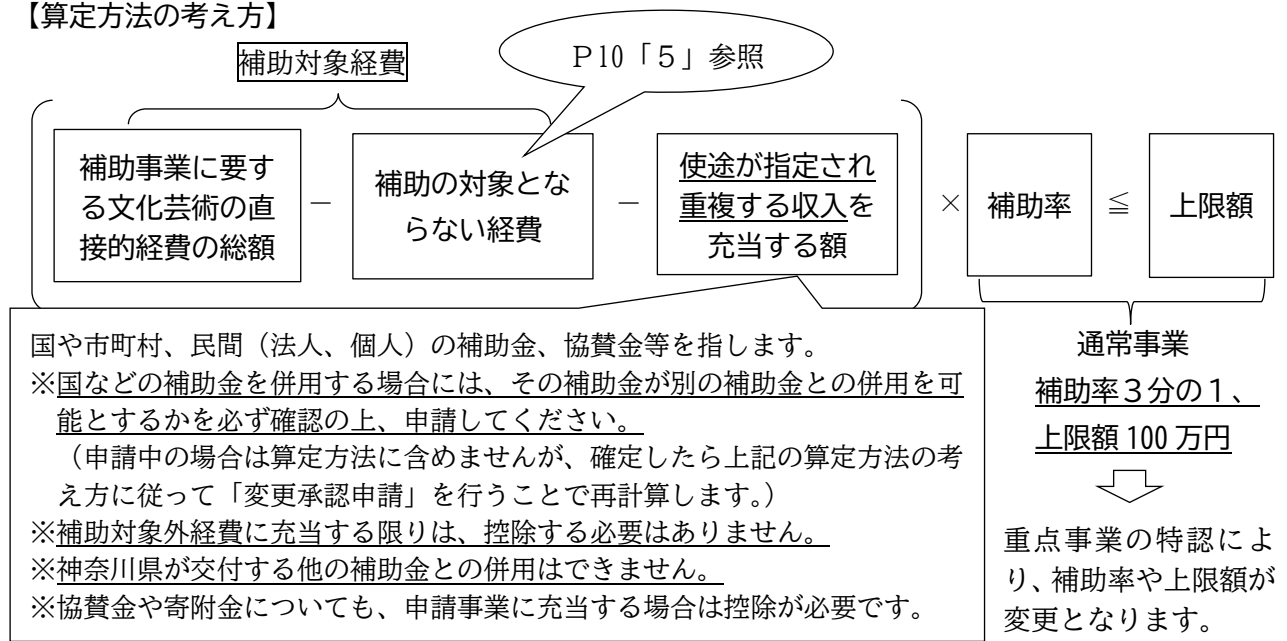
6 補助金の額の算定方法

補助金の額は、補助事業に要する経費のうち補助対象経費から他の団体の補助金等の「使途が指定され重複する収入を充当する額」を控除した額に、補助率を乗じて算出した額以内の額とします。

【留意点】

- 補助の上限額を超えることはできません。
- 千円未満の端数は切り捨てます。
- 自己負担がマイナスになる申請は認められません。

【算定方法の考え方】



《重点事業について》

次の4つの事業区分（重点事業）については特に促進を図るため、マグカル展開促進補助金の交付要件に加え、各区分の要件を満たす場合には、次のとおり補助率及び補助額の上限額の特認を認めます。

特認を希望する場合、交付申請書においてその旨と該当性について説明を記載してください。なお、特認の是非については、その内容により県の予算の範囲内において県が判断します。

また、交付決定時に特認を受けた補助事業の実施結果が特認に相当するものでない場合、特認を取り消す場合があります。

重点事業の区分	補助率	補助額の上限額
(1) 共生社会の理念普及につながる事業（高齢者・障がい者・多文化共生等）	1/2	300万円
(2) 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業	1/3	1,000万円

(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業	2/3	300 万円
(4) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業	1/3	300 万円

【重点事業の要件】

(1) 共生社会の理念普及につながる事業（高齢者・障がい者・多文化共生等）

次のどちらかに該当する事業であることが必要です。

- 運営者、主要な出演者、参加者又は入場者等のいずれかについて、概ね2分の1以上が高齢者や障がい者などの文化芸術へのアクセスが困難な方となるよう意図的に企画している。
- 実施により、多文化共生等様々な個性を持つ者同士の相互理解につながる。

【留意事項等】

- ※ 「共生社会」とは、障がいの状態、国籍、性別などを理由とする差別・排除のない、誰もが多様な個性を發揮し、互いに尊重しあえる社会を言います。
- ※ 主要な出演者かどうかの判断は事業の目的により異なりますので、個別に合理的な説明が必要となります。（例：エキストラを除く出演者、付添人を除く参加者）
- ※ 「高齢者」とは、実施年度の4月1日時点で満65歳以上の方を言います。
- ※ 「障がい者」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある方を言います。
- ※ 「多文化共生」とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを言います。

(2) 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業

事業実施会場周辺の住民や商店、自治会等地域の様々な関係者が、主催者やスタッフ、協力者として実施に関与しており、地域の様々な方を巻き込み一体となって文化芸術活動を通じた地域活性化に取り組む事業であることが必要です。

【留意事項等】

- ※ 申請者が実行委員会の場合は、構成員名簿を提出してください。
- ※ 目安として地域住民で構成される3分野7者以上の団体が関与している必要があり、関与している者が同一分野の団体のみ（文化関係の団体のみ、教育機関のみ等）であったり、関与している者のうち地域の者が少数では「地域の様々な方を巻き込んでいる」とは言えません。
- ※ 出演者が所属している団体であるというだけや、会場の提供のみ、資金援助のみ、後援名義のみ、広報協力のみの方は協力者として事業の実施に関与しているとは言えません。（主催者の側に立って企画に対し一定の関与が必要です。）

(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業

次のどちらかに当てはまる事業であることが必要です。

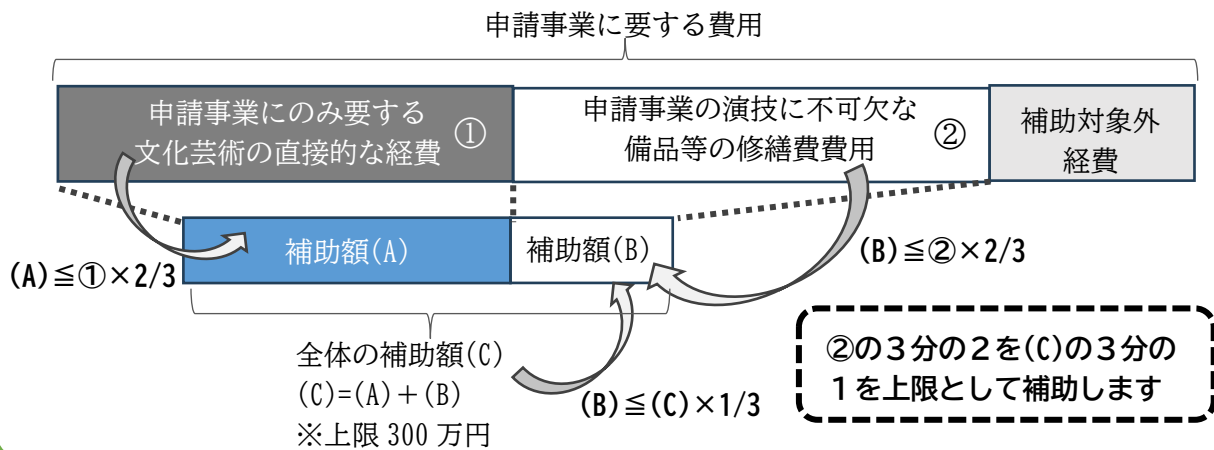
- 特定の地域で独自に行われてきた地域固有の伝統芸能である。
- 地域の人々によって行われてきた地域固有の民俗的な芸能である。

【留意事項等】

- ※ 地域固有の伝統芸能や民俗芸能の保存団体による申請や、保存団体が出演するイベントの主催者による申請を想定しています。

令和8年度新規

※ 申請事業（当該年度の公開事業）の実施に必要かつ演技に不可欠な備品（小道具や衣装）の修繕（修繕が不可能な場合に限り取得）は、申請事業終了後にも使用する備品であっても、その費用を全体の補助額の3分の1を上限として補助が可能です。



(4) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業

事業の目的が若年者の育成であり、かつ事業の内容が若年者を文化芸術に携わる者として育成するものであることが必要です。

【留意事項等】

- ※ 「若年者」とは、実施年度の4月1日時点で満15歳以上満25歳以下の方を言います。
- ※ 単に演者や参加者が「若年者」であるだけでは該当しません。

7 利益等排除の取扱い

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は関係会社（※1）からの調達がある場合、補助対象事業の実績額の中から、補助事業者の利益等相当分を排除する必要があります。

（※1）関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条で定義されたものをいいます。

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条（抜粋）

8 この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（第十七項第四号において「その他の関係会社」という。）をいう。

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が次の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）

具体的な利益等排除の方法は以下のとおりです。

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）

における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記(2)を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合（※2）、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(※2) 製造原価及び販売費及び一般管理費については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料を、P18の「事業実績報告」で提出してください。

8 補助金申請の期間と方法（詳細は申請の手引きP26～参照）

申請の期間：令和8年6月5日（金）14時から7月8日（水）24時まで

申請方法：e-kanagawa 電子申請（神奈川県電子申請システム）

- ・重点事業(3)「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業」については、郵送又は持参による申請も可能です。（令和8年7月8日（水）消印有効 持参は7月8日（水）17時まで）
- ・e-kanagawa 電子申請における申請の方法及び提出書類は、P26からの「申請の手引き」をご参照ください。
- ・内容を十分精査のうえ申請してください。申請内容に誤りがあった場合は、補助金の減額など、申請者の不利になる場合があります。

9 補助の決定と補助金の支払

(1) 審査

文化芸術分野の外部専門家を含めた審査会により交付の申請を審査します。審査は次の評価項目、評価内容及び配点により行います。

評価項目	評価内容	配点
1 業務遂行能力 (30点)	(1) 団体又は団体の主要な構成員の実績は優れているか	15点
	(2) 事業実施・運営体制やコンプライアンスは適切か	15点
2 事業の内容及び実施手法 (60点)	(1) 芸術性・創造性が高く、かつ多くの観客や視聴者を引きつける魅力を有するか	30点
	(2) 業務スケジュールや収支予算書の積算は妥当であるか	15点
	(3) 翌年度以降の取組内容は発展性があるか（補助事業の終了後も、関連した取組を発展させることができるか）	15点
3 特認該当性 (10点)	(1) 共生社会の理念普及につながる事業（高齢者・障がい者・多文化共生等） (2) 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業 (3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業 (4) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業 (1)から(4)の区分に該当する事業は、10点とする ※ 複数の区分に該当する場合であっても、10点とする	10点
合計		100点

(2) 交付の決定

審査の結果に基づいて、県が予算の範囲内で交付対象とする事業と補助額を決定し、交付を受ける団体（補助事業者）に交付決定通知を送付します。補助対象とならなかった団体にもその旨の通知を送付します。

注意 交付決定通知に記載された交付決定額は、この額を上限として実績に応じ補助金を交付することを決定したものであり、補助金額を確約するものではありません。最終的な補助金額は、事業完了後に提出される事業実績報告書（様式4）により、補助対象経費の実績から算出される金額を事業の実施状況及び補助対象経費の内容等を確認の上、決定します。

(3) 補助金の支払

補助金の支払は原則精算払（事業完了後に実績報告書を県に提出、その審査結果により交付）とします。ただし、交付決定額が100万円を超える事業について、神奈川県マグカル展開促進補助金交付申請書（様式1）の提出時に概算払（事業完了前の交付）を希望し、必要性が認められる場合は、交付決定額の50%（千円未満切捨て）を限度に概算払を行うことが可能です。（必要性については、交付申請の記載内容により判断します。）

10 補助を受ける場合の条件

(1) 交付決定を受けた補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに変更承認申請書（様式2）を提出し、県の承認を受けなければなりません。なお、概算払いを受けている方について変更交付決定により交付決定額の減額があり、概算で支払済の金額を下回った場合、その差額を県に返還してください。

ただし、次に掲げる軽微な変更については、承認を受ける必要はありません。

軽微と認められる変更の範囲については、個別の事情により判断することになりますので、判断に迷う場合は、御相談ください。

【軽微な変更】

ア 補助事業の目的及び主たる内容に影響しない内容の変更、削除又は追加をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。

イ 補助対象経費の総額の20%以内で項目間の配分の変更をすること。

ウ 補助対象経費の総額の20%以内の減額をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。

エ 補助事業の収入に係る変更をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。

オ 補助対象経費以外の経費を変更すること。

※ 経費の増額をする場合にあっては、交付決定額の増額はできず補助金の交付対象となる経費は変わらないことから、変更承認申請をご提出いただく必要はありません。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに中止（又は廃止）承認申請書（様式2）を提出し、県の承認を受けてください。

事業を中止又は廃止する場合、原則として補助金の交付はありません。ただし、特段の事情が認められる場合は、一部の支払が認められることがあります。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合は、事業期間終了日の2週間前までに届け出なければなりません。

(4) 補助事業の実施に当たっては、法令を遵守し、入場者等の安全に配慮してください。

《スタッフの安全衛生管理について》

補助事業者は、補助事業に従事するスタッフが、生命、身体等の安全を確保しつつ業務を遂行することができるよう、事故やハラスメントの防止等のため、必要な配慮をしてください。

ハラスメントについては、令和4年7月27日に「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」が公表した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」（令和6年10月29日改訂）が指摘するように、制作や実演の現場において、暴言等による精神的な攻撃や演出等を理由とした性的な言動などパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントが問題になることがありますので、防止のための十分な配慮をお願いします。

(5) 補助事業の実施に当たっては、県の広報活動に協力してください。

ア 補助金の交付を受けた事業は、当該事業の実施の際に作成するポスター・チラシ・プログラム・チケット等の印刷物、ホームページ、配信映像等に、**神奈川県マグカル展開促進補助金の対象事業**である旨を表示してください。

表示例：「この〇〇は、神奈川県マグカル展開促進補助金の助成を受けて実施しています」

イ 印刷物等の広報に当たっては、特別な事情がない限り、実施時期に応じて、次のマークを掲載してください。（マークの電子データは採択を受けた団体にメールで送付します。）

4月～8月、1月～3月に実施する事業	9月～12月に実施する事業
神奈川文化プログラムのマーク	かながわ県民文化祭のマーク

【神奈川文化プログラムとは】

県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、県民が幅広く文化芸術に親しむ機会を提供し、地域のにぎわいをつくり出す事業を、「神奈川文化プログラム」として認証しています。補助事業は、新たに申請をいただかなくても「神奈川文化プログラム」として認証します。詳しくは、次の URL から御覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/ninsyou00.html>

【かながわ県民文化祭とは】

県では、文化の日を中心とした9月から12月を「かながわ県民文化祭」の期間とし、より多くの県民の皆さまが県内各地の様々な文化芸術活動に参加し、楽しみ、そして、その活動を通じて、地域のにぎわいや繋がりがつくられていくことを目指します。この時期に実施される補助事業は、新たに応募をいただかなくてもかながわ県民文化祭の参加プログラムに位置付けられます。詳しくは、次の URL を御覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/kenminbunkasai.html>

《補助金名やマークの掲載に関してよくある質問》

○ いつの時点から作成する広報物に掲載しなければならないのか？

→ 交付の決定よりも後に作成する（校正が間に合う）ものには掲載するものとします。スケジュールの都合により掲載できない場合は相談してください。

- すべての種類の広報物に掲載しなければならないのか？
 - 補助事業者自ら作成する集客（又は配信視聴者獲得）のための広報物（インターネット媒体を含む。）と、事業実施時の入場者への配布資料には掲載するようお願いいたします。ただし、入場者への配布資料は、主なもの最低1種類に掲載すればよいこととし、配布資料がない場合、入場者の目に付くよう会場に掲示すればよいこととします。
- マークを載せるスペースがあまりないため、サイズが小さくなってよいのか？
 - 原則推奨サイズとしますが、難しい場合は、最低限、文字が視認できるサイズで掲載してください。

《補助金名及びマークの掲載を怠った場合》【重要】

正当な理由なく、広報物等への補助金名及びマークの掲載を怠った場合、本補助金の交付要綱第10条第5号に定める交付条件「補助事業の実施に当たっては、県の広報活動に協力しなければならない。」に違反したものとして、補助事業の広報に関する経費全体を補助の対象外とします。

ウ 補助金の交付を受けた事業は、神奈川県公式サイト文化課のページにて補助事業者名や事業名などを公表します。また、県の文化芸術関係ポータルサイトである「マグカル・ドット・ネット」をはじめ、県の広報媒体により広報を行いますので、取材にも協力してください。マグカル・ドット・ネットについては、右記の URL から御覧ください。 <http://magcul.net>

エ 補助事業の実施に当たっては、次の項目について公演等の出演者・入場者又はワークショップや講座等の参加者にアンケートを実施し、その集計結果を事業実績報告書（様式4）に添付してください。また、アンケート結果は、出演者・入場者・参加者・合計に分けて取りまとめてください。

全事業（質問2つ）

①この催しの満足度

- ・とてもよかった
- ・よかった
- ・ふつう
- ・あまりよくなかった
- ・よくなかった

②「マグカル」を知っていますか

- ・知っている
- ・見たこと（聞いたこと）がある
- ・知らない

共生社会の理念普及につながる事業（高齢者・障がい者・多文化共生等）の特認を受けているもののみ、次の質問もアンケートに加えてください。

③一人ひとりの個性を尊重する共生社会の実現を必要だと感じましたか。

- ・非常に必要だと感じた
- ・必要だと感じた
- ・どちらともいえない
- ・さほど必要ではない
- ・全く必要ではない

11 補助手続の流れ

(*)は必須ではありません。必要があるときに提出してください。

手続	時期	備考
(1)申請 (様式1)等を提出	令和8年 6月5日(金)～ 7月8日(水)	「申請の手引き」をよく確認して、e-kanagawa 電子申請で申請してください。 重点事業(3)「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業」については、郵送又は持参も可
(2)審査	随時	事業や収支予算の内容等についての確認や、形式的要件不備の場合に申請書の修正依頼を行います。

手続	時期	備考
(3)交付の決定	9月1日(火) 予定	補助対象となった団体には交付決定通知を送付します。補助対象とならなかった団体にもその旨の通知を送付します。
(4)補助金の支払 ※概算払の場合	交付決定通知の送付後	交付決定額が100万円を超える事業について、申請時に概算払を希望し、必要があると認められる場合は、補助金振込先口座申出から2か月以内に、交付決定額の50%を限度に交付します。
(*)事業の変更・中止・廃止 (様式2)等を提出	必要があれば随時	軽微な変更を除いた補助事業の内容若しくは経費の配分の変更、又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、速やかに書類を提出し、県の承認を受けてください。 <u>手続きが適切に行われない場合、交付決定を取り消す場合がありますので注意してください。</u>
(*)事業期間変更の届出	必要があれば事業期間終了日の2週間前まで	補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合は、事業期間終了日の2週間前までに電子申請で入力し、届出してください。
(*)団体名又は代表者変更の届出	必要があれば随時	(1)の交付申請後、(7)までの間に所在地、団体名又は代表者を変更したときは、電子申請で入力し、届出してください。
(5)事業の着手及び実施	事業計画書に記載した日	補助事業が適正に行われていることを確認するため、県職員等による現地調査を行う場合があります。 <u>事業実績報告において、支出の証拠書類を提出していただきますので、準備しておいてください。</u>
(*)事業実施状況報告 (様式3)を提出	令和9年3月31日まで	<u>(6)を令和9年3月31日までに提出することが困難な場合のみ提出してください。</u>
(6)事業実績報告 (様式4)等を提出	事業完了日(事業期間の末日)から30日を経過した日まで	報告書には次の書類を添付してください。 (1) 補助事業の実施を証する書類 (2) アンケート集計結果 (3) 支出証拠書類 ※その他、追加で指示する可能性があります。 <u>手続きが適切に行われない場合、交付決定を取り消す場合がありますので注意してください。</u>
(7)補助金の交付	補助金額の確定後	(6)の事業実績報告の確認完了後に補助金額の確定及び補助金の交付を行います。(提出から約3か月を要します。) 概算払の場合は、補助金の確定額と概算払額の差額を交付します。なお、精算により概算払額が確定額を上回った場合、差額を県に返還する必要があります。
(8)書類の保存	令和18年度末(令和19年3月31日)まで	<u>補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿とその証拠書類を保存してください。</u>

12 支出証拠書類

11(6)事業実績報告では、補助対象経費の支出証拠書類(領収書の写し等)の提出が必要となります。原則として、補助事業のために事業者自身が支出し、事業者名義の証拠書類が確認できる経費のみが補

助の対象となります。

※ 請求書の写しを証拠書類として提出する場合は、後日、最終的な支出の証拠となる書類（領収書の写しや通帳の写し等）を提出してください。

請求書や領収書の写しには「発行者」「宛名」「発行日」「内容」「金額」の記載が必要です。

領収書（例）
○年○月○日 (原則事業期間内であること)
○○御中 (補助事業者名と同一であること。×上様 ×個人名)
¥○○○,○○○
但し○○○○として 上記正に領収いたしました (補助事業との関連か明確に判断できる内容であること)
内訳
税別金額 ¥○○○,○○○
消費税額 ¥ ○○,○○○ (税率○%)
(消費税の有無及び消費税が含まれている場合はその額が確認できること)
○○○○○○○ (発行者が明記されていること)

※ P8【事業期間と経費の考え方】も併せて確認してください。

※ 交通費は、申請団体が交通機関を利用した人に支出したことがわかる書類（領収書等）に加え、日付・区間等の記録の提出が必要です。

※ ポイント、電子マネー、金券等での支払いは、補助対象外となります。

※ 内容の明細が不明瞭な場合は、「見積書」「料金表」「契約書」「請求明細」「納品書」等で補完してください。

※ 立替払等の場合は、団体宛に経費精算が行われるなど、最終的に団体としての支出となっていることが確認できれば補助対象となる場合があります。その場合、団体から団体代表者への支払等、団体と個人の会計がそれぞれ適正に行われていることを確認するため、団体としての出金が確認できる資料を提出してください。

※ 消費税及び地方消費税相当額は補助対象外経費となりますので注意してください。

注意 切手代は使用時に課税対象となります。郵便代、切手代等の通信費は原則として課税項目として記載してください。ただし、領収書（写し）は非課税と記載されているものを提出すれば問題ありません（切手購入時は非課税のため）。

※ 適正な領収書等がない経費は補助対象経費として認めません。

支出証拠書類の具体的な提出方法は採択を受けた団体にお知らせする予定です。

Ⅲ よくある質問と回答

1 補助の対象となる者について

Q1-1 個人は申請できないのですか？

A1-1 個人としての申請は対象としていませんので、個人を構成員としたり事業に関与させたりするなどして団体が申請を行ってください。

Q1-2 構成員が1人の任意団体は申請できますか？

A1-2 個人と同じであり、申請できません。

Q1-3 お祭りなど特定の事業を行うための実行委員会は申請できますか？

A1-3 できます。ただし、任意団体として申請の要件を備えていることが必要です。

Q1-4 団体を結成したばかりで公演等の実績がありませんが、対象になりますか？

A1-4 公演等の実績を求めるのは、その団体に補助事業を遂行する能力があるかを審査するためです。団体としての実績がない場合は、団体の主要な構成員が実績を有しており、事業を遂行する能力があることを示してください。

Q1-5 団体の中で1名しか公演等の実績のある者がいませんが、主要な構成員の実績として認められますか？

A1-5 その1名の実績をもって補助事業を遂行する能力があることを説明できれば、認められます。

Q1-6 公演等の実績とはどのようなものを指しますか？

A1-6 不特定多数の方を対象に公演や展示など公開事業を行った実績があることとします。作品の創作を行っただけでは対象になりません。

Q1-7 一つの団体が複数申請してよいですか？

A1-7 一つの団体につき申請は1件のみとします。また、神奈川県が行う文化芸術活動への補助である「文化芸術活動団体事業補助金」と「マグカル展開促進補助金」のどちらか一方のみ申請可能とします。

Q1-8 前期募集で採択された団体ですが、別の事業で申請してよいですか？

A1-8 前期募集で採択された団体が申請することはできません。この補助金の交付は1団体につき同年度に1件になります。

Q1-9 同じ人間が複数の団体の代表をしている場合、団体ごとに申請することはできますか？

A1-9 申請はできますが、審査においては、それぞれ独立した団体として運営されており、実質的に別の団体であるかを考慮の上で判断します。

Q1-10 複数の団体が共同で申請することはできますか？

A1-10 申請者を2者とすることはできませんが、組合としての共同企業体が申請することは可能で

す。

- Q1-11 一つの団体が複数の施設の指定管理者になっている場合は、施設ごとの申請は可能ですか？
A1-11 申請は団体単位で1件となります。ただし、共同企業体で、その構成が施設ごとに異なっている場合は、それぞれが申請することが可能です。
- Q1-12 学校法人は対象になりますか？
A1-12 対象になります。ただし、生徒等の発表会、展示会は対象になりません。
- Q1-13 美術館・博物館は対象になりますか？
A1-13 対象になります。ただし、常設展をそのまま開催する場合は対象になりません。
- Q1-14 映画館は対象になりますか？
A1-14 対象となります。ただし、全国的に広報・宣伝され公開される作品の上映に関わる活動は対象とはなりません。映画館として、主体的に特色ある作品や作品群を積極的に選定し、広報・上映公開する活動が対象となります。
- Q1-15 ライブハウスは対象になりますか？
A1-15 ライブハウスが公演等を主催するのであれば、対象になります。ライブハウスが会場として使用されるだけであれば、申請はその公演を行う者が対象となります。
- Q1-16 会社が実行委員会を作って事業を行う場合、会社名と実行委員会名のどちらで申請するのがよいのでしょうか？
A1-16 資金面で責任を持つ団体が申請してください。経費が会社の経理に算入される場合は会社による申請となり、会社とは別に経理処理するのであれば実行委員会による申請となります。（実績報告時に提出していただく領収書等のあて名と申請者が同一である必要があります。）

2 補助の対象となる事業について

- Q2-1 国や市町村の補助金を使う事業は補助を受けられますか？
A2-1 受けられます。ただし、補助金の額の算出に当たっては、補助対象経費から国や市町村の補助金を充当する額を控除した上で補助率を乗じますので、注意してください。
また、その補助金が本補助金との併用を可能とするかについては、必ず確認してください。
- Q2-2 神奈川県以外の補助金を使う事業は補助を受けられますか？
A2-2 受けられません。（団体としては神奈川県以外の補助金を受けていても、本補助金の補助事業に充てていない場合は受けられますので、確認してください。）
- Q2-3 前年度に本補助金の採択を受けた団体ですが、今回も申請する場合、新たに「新たな事業」を行う必要があるのでしょうか？
A2-3 複数年（3年間で上限）を通して一つの目的を有する事業であれば、2年目及び3年目は毎年新たな取組を加える必要はありません。交付申請書の「新たな事業であることの説明」を記載する欄で、前年度からの継続事業を選択し、採択時の内容を記載してください。

- Q2-4 前年度に本補助金を申請し、不採択となりました。申請した「新たな事業」を、本補助金を使わずに実施したのですが、A2-3にいう継続事業として扱えますか？
- A2-4 本補助金の採択を受けていない場合、継続事業とはならず、新たに「新たな事業」で申請する必要があります。
- Q2-5 食文化は対象になりますか？
- A2-5 食文化の発信等を主たる目的とする事業（日本酒の歴史や効能を発信する講演会など）に限り対象になります。飲食の提供を主たる目的とする事業は対象になりません。
- Q2-6 地域の社寺で行う民俗芸能は対象になりますか？
- A2-6 保存団体等が社寺を会場として行う事業は対象になりますが、宗教法人が自ら行う場合は、対象になりません。
- Q2-7 ワークショップは補助の対象になりますか？
- A2-7 特定の教室の生徒等を対象とするものではなく、参加者を不特定多数から募るものであれば、対象になります。
- Q2-8 概ね延べ 100 人以上の参加が見込まれる事業が対象とのことですが、90 人定員の会場で1回のみ公演を行う予定です。申請することは可能ですか？
- A2-8 「延べ 100 人」は目安であり、申請は可能です。ただし、「9 補助の決定と補助金の支払 (1) 審査」に記載の、評価項目「芸術性・創造性が高く、かつ多くの観客や視聴者を引きつける魅力を有するか」の評価点が低くなる可能性があります。
- Q2-9 概ね延べ 100 人以上の参加が見込まれる事業が対象とのことですが、出演者を含んだ人数ですか？
- A2-9 公演であれば入場者、ワークショップであれば参加者の人数であり、出演者やスタッフは含みません。ただし、A2-8に記載のとおり「延べ 100 人」は目安であり、出演者等を除く人数が 100 人を下回る場合でも申請は可能です。
- Q2-10 概ね延べ 100 人以上の参加が見込まれる事業が対象とのことですが、結果的に参加者が 100 人を下回った場合、交付決定が取り消されますか？
- A2-10 会場の収容人数などから企画段階では延べ 100 人以上の参加が期待できたにも関わらず、結果的に 100 人を下回った場合について、交付決定の取り消しはありません。交付決定の取消しは、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けた」と判断される場合で、例えば、会場の収容可能人数を水増しするなど、企画段階から 100 人以上の参加が期待できないものが考えられます。
- Q2-11 「若年者を文化芸術に携わる人材として育成する事業」について、若年者とは満 15 歳以上 25 歳以下が基準のようですが、30 歳までを育成の対象にする事業は該当しますか？
- A2-11 主に満 15 歳以上 25 歳以下が対象であれば、それ以外の年齢を対象に含めても、該当します。
- Q2-12 複数の公演をまとめて一つの事業として申請することは可能ですか？
- A2-12 可能です。ただし、全体を通して一貫した趣旨・目的や、関連性を有する企画でなければな

りません。

Q2-13 ワークショップと公演を組み合わせた事業を考えています。ワークショップは重点事業の要件を満たすものの、公演が重点事業の要件を満たさない場合、全体を重点事業として扱うことはできるのでしょうか？

A2-13 一つの事業の中で複数区分の事業を混在させることはできませんので、この場合、公演に要する経費は補助対象となりません。それらを補助対象とするためには、重点事業ではなく、通常事業として取り扱うこととなります。

公演において、重点事業の目的を達成又は効果を促進するために要する経費のみを補助対象とする場合は、全体を重点事業として扱うことができます。

(例) 公演費用のうち、参加者の2分の1以上が聴覚障がい者であるワークショップの参加者を公演に招待した場合の聞こえを支援する設備の費用のみを補助対象とする場合。

Q2-14 補助事業を神奈川県以外の団体が行うフェスティバルの参加プログラムに登録することは可能ですか？登録料は補助の対象になりますか？

A2-14 登録は可能ですが、登録料は、補助事業を実施する上で直接必要な経費とは認められないため、補助の対象となりません。

Q2-15 メタバース事業を考えていますが「神奈川県内で実施」に当たりますか？

A2-15 構築や撮影を神奈川県内で行うとともに、公開イベントなど地域のにぎわいをつくり出す取組を神奈川県内で行うことで認められる場合があります。

3 補助の対象となる経費について

Q3-1 稽古の費用は対象になりますか？

A3-1 公演等の申請事業に付随するものは対象になります。

Q3-2 既に発注済の経費も補助の対象になりますか？

A3-2 対象になりません。交付決定後、補助事業の事業期間内に発注したものが対象になります。ただし、やむを得ない理由があり、交付申請書で申し出れば、令和8年4月1日以降に発注したものが対象となります。

Q3-3 事務所の運営経費や事務用品の購入費は対象になりますか？

A3-3 団体の運営費や間接的経費であり対象になりません。

Q3-4 補助の対象にならない経費を事業期間の前に執行していても問題はありますか？

A3-4 補助の対象にならない経費については、執行の時期に制限はありません。

Q3-5 国や市町村の補助金は、補助対象経費の額から控除して補助金額を計算するとのことですが、交付申請の時点で、受けられるかわからないものも控除するのでしょうか？

A3-5 交付申請の時点で受けられるかわからない補助金等は、収入に記載するのみとし、補助金額の計算においてその額を控除する必要はありません。交付決定後、金額が明らかになった時点で改めて計算し、変更承認申請を行ってください。

Q3-6 物販の経費（商品製作費、販売人件費等）は補助対象になりますか？

A3-6 対象になりません。

Q3-7 食糧費（食べ物や飲み物の購入費）は補助の対象にならないとありますが、朝食付きプランの宿泊費はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

A3-7 ルームチャージに朝食代を上乗せしたプランである場合、補助の対象となる宿泊費はルームチャージ相当額のみとなります。ルームチャージのみの支払で朝食が無料となっている場合、朝食代は含まれていないものとして扱います。

Q3-8 食糧費（食べ物や飲み物の購入費）は補助の対象にならないとありますが、小道具として利用する場合は補助対象になりますか？

A3-8 食糧費は理由を問わず補助対象となりません。

Q3-9 1,000円（税抜）未満の取引は補助の対象にならないとありますが、単価100円（税抜）のものを10個買う場合は補助対象になりますか？

A3-9 単価100円（税抜）のものを1回の取引で10個購入し、合計金額が1,000円（税抜）となる場合は補助対象となります。複数回に分けて購入する場合は補助対象になりません。

4 補助金の申請と補助の決定について

Q4-1 先着順で採択されるのですか？

A4-1 先着順ではありません。申請期間中に受け付けたものを締切後に文化芸術分野の外部専門家を含めた審査会において審査し、交付対象事業を決定します。

Q4-2 申請件数が多い場合、一律に交付金額を減らすようなことはありますか？

A4-2 申請件数によって交付金額を一律に減らすことは想定していません。

Q4-3 採択結果はどのように通知されるのですか？

A4-3 決定後、郵便で交付決定通知書又は不採択通知書をお送りします。

Q4-4 提出書類について、定款の代わりに法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）でもよいでしょうか？

A4-4 不可とします。法人の場合、定款の写しの提出をお願いします。

Q4-5 交付決定通知書に記載された補助金額がそのまま支払われるのでしょうか？

A4-5 交付決定通知書に記載された交付決定額は当該事業に対する補助の上限額です。最終的な補助金額は、事業完了後に提出される事業実績報告書（様式4）により、実際に支出した補助対象経費等から算出するもので、県が確認の上、確定します。

Q4-6 過去の採択率を教えてください。

A4-6 次のとおりです。採択事業の一覧は、県ホームページで公表しています。

	応募件数	採択件数	採択率
5年度第一次募集	137件	38件	28%
5年度第二次募集	45件	9件	20%

6年度第一次募集	105件	37件	35%
6年度第二次募集	53件	29件	55%
7年度第一次募集	101件	43件	43%
7年度第二次募集	65件	25件	38%
8年度前期募集	77件	41件	53%

Q4-7 令和6年度と令和7年度に、重点事業と認められた事業は何件あったのでしょうか？

A4-7 ・令和6年度<28件>

- (1) 共生社会の理念普及につながる事業 18件
- (2) 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業 3件
- (3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業 5件
- (4) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業 2件

・令和7年度<32件>

- (1) 共生社会の理念普及につながる事業 20件
- (2) 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業 7件
- (3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業 3件
- (4) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業 2件

Q4-8 過去に本補助金に申請し不採択となったのですが、同じ事業で再度申請はできますか？

A4-8 申請は可能ですが、同じ内容では同じ結果になると考えられます。採択には内容の改善が必要です。

5 その他

Q5-1 チケットの売上増などで収益が上がったら、補助金が減額されますか？

A5-1 自助努力を促す趣旨から、事業の結果として収益が発生しても補助金の減額はしません。ただし、交付申請の段階で収益を見込んでいる事業については、審査において補助の必要性が考慮されることになります。

Q5-2 事業の計画が変わり、追加経費が必要になった場合、事業変更承認を申請すれば補助金の増額は認められますか？

A5-2 補助金の増額は認められません。

Q5-3 補助金額の下限はありますか？

A5-3 下限は1,000円です。

IV 申請の手引き

1 申請に必要な書類

補助金の交付申請では、次の書類を提出することが必要です。

(1) 神奈川県マグカル展開促進補助金交付申請書（様式1）

補助金のウェブサイトからエクセルファイルをダウンロードして、作成してください。

ウェブサイトに掲載している記載例を参考に作成してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/hojyokin/magculbosshu.html>



マグカル展開促進補助金

検索

(2) 団体又は団体の主要な構成員が補助事業と同一の分野における公演等の実績を有することを証する書類

チラシ、プログラム、インターネット上の記事等を提出してください。申請団体（又はその主要な構成員）の実績であることが客観的に確認できるものが必要です。

(3) 定款、寄附行為又はこれに類する規約等

任意団体の場合は、次の要件を満たしていることがわかるものが必要です。

- ・ 団体としての組織を備えていること。
- ・ 組織において多数決の原則が行われていること。
- ・ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること。
- ・ 代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確立していること。

(4) 構成員名簿

実行委員会の場合は、構成員名簿の提出が必要です。

また、それぞれの構成員の属性・立場などが分かるようにしてください。（地元企業、実施会場の指定管理者、市町村職員など）

2 申請の方法

(1) 申請ページへのアクセス

補助金のウェブサイトには、申請ページ（神奈川県の電子申請システム）へのリンクがあります。また、次のURLから直接アクセスすることも可能です。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=124992

(2) 利用者登録・ログイン

既にシステムの利用者登録をされている方は、利用者IDとパスワードを入力してログインしてください。初めて利用される方は、画面の指示に従って利用者登録を行ってください。

(3) 利用規約への同意

手続き説明と利用規約をお読みにになり、同意されたら、「同意する」をクリックしてください。

(4) 内容の入力

フォームに必要事項を記入し、必要書類3点（または4点）を添付したら、「確認へ進む」をクリックしてください。

(5) 申込確認

内容を確認し、「申込む」をクリックして完了です。整理番号を記載したメールとパスワードを記載したメールが送信されます。

重点事業(3)「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業」については、郵送又は持参による申請も可能です。（令和8年7月8日（水）消印有効、持参は7月8日（水）17時まで）

郵送提出先：〒231-8588（住所なしで届きます）横浜市中区日本大通1

神奈川県文化課文化創造グループ マグカル展開促進補助金担当 あて

持 参 先：横浜市中区本町2丁目14 大同生命横浜ビル11階

神奈川県文化課文化創造グループ あて

収支予算の記入に当たっての注意事項

○ 10万円以上の備品購入又は修繕について

例外として認められる場合がある10万円以上の備品購入又は修繕は、「備品購入」「修繕」とわかるように記載してください。（賃借なのか購入なのか判然としない記載が見受けられます。）また、必要性の説明を記載してください。

○ 交通費について

交通費は公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な経路に係るもののみ対象となります。

○ 宿泊費について

事業開始に間に合わせるための前泊、事業後帰宅することが困難な際の後泊等、理由が妥当であると認められる場合のみ対象とし、社会通念上、著しく高額と認められる場合は対象となりません。計上に当たっては、必要性の説明を記載してください。

積算内訳は、可能な限り単価×数量（個数、人数、時間）を詳細に記載してください（単価がないものは、支払相手先ごとの一式の金額で可能ですが、何の費用なのか、内容はわかるようにしてください。）。

各積算内訳の合計は左の予算額の欄と一致するようにしてください。

事業実績報告では、支出証拠書類（領収書の写し等）を提出していただきます。

※請求書の写しを提出した場合、後日、最終的な支出の証拠となる書類（領収書の写しや通帳の写し等）を提出してください。

収支予算は、補助金額の算定の基礎となるものです。補助事業の遂行に当たって、想定される経費はすべて記載するようお願いいたします。

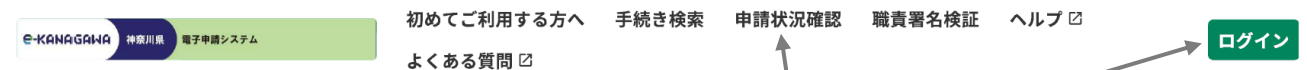
3 県から修正の指示があった場合

申請後、書類の不備などがあった場合、県から【お知らせメール】を送信します。修正の必要がありますので、神奈川県電子申請システムのトップページにアクセスし、①「申請状況確認」又は②「ログイン」を行ってください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_initDisplay.action

(「神奈川県 電子申請」と検索してもアクセス可能です。)

《注意》最初の報告を行ったページに再度アクセスして修正を行うことはできません。



- ① 「ログイン」→利用者 ID・パスワードを入力
- ② 申請状況確認
- ③ 修正後の添付ファイルを添付するなどして、「確認へ進む」をクリックしてください。
- ④ 内容を確認し、「修正する」をクリックして完了です。



神奈川県 PR キャラクター
かながわキンタロウ

問合せ先：神奈川県文化スポーツ観光局文化課文化創造グループ

電話 (045) 285-0220 (直通)

補助金のウェブサイト (本募集要項も掲載しております)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/hojyokin/magculboshu.html>

マグカル展開促進補助金

検索

